

整理番号	消防 - 法申 - 35
------	--------------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部規制課保安担当 (06 - 4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高压ガス製造のための施設の保安検査
概要	高压ガス第1種製造者は、高压ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、定期に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項 一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第79条第1項及び第2項 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第77条第1項及び第2項 コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第34条第1項及び第2項 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第40条第1項及び第2項 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和50年8月1日通商産業省告示第291号) 第13条第1項及び第2項並びに第14条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
審査基準	申請された特定施設が高压ガス保安法第8条第1号の技術上の基準に適合しているかを確認します。 ・一般高压ガス保安規則第5条から第8条の2まで及び第99条 ・液化石油ガス保安規則第5条から第9条まで及び第97条 ・コンビナート等保安規則第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで及び第54条 ・冷凍保安規則第6条から第9条まで及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 ・高压ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第515号） ・保安検査の方法を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示第84号） ・高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	40日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	一般高压ガス保安規則第79条第3項、液化石油ガス保安規則第77条第2項、コンビナート等保安規則第34条第2項又は冷凍保安規則第40条第3項に定める日
提出方法	保安検査申請書に検査のため必要となる図書を添えたものを大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	大阪市手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）に定める金額。申請の種類（申請を行おうとする設備の区分、処理容積の変更内容、冷凍能力の変更内容等）によって異なります。詳細は大阪市例規データベースをご覧ください。（ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	